



# ジョーの窓辺…………… No.11

「広報とよま」に毎月コラムを書きます。びっくりしたこと、日本で生活し、ちょっと困ること、日本のいいことなど、たっぷり書きたいと思います。



日本に来て楽しいと思う時間のひとつに、髪を切ってもらっている時間があげられる。「どういうこと？」と思われるかもしれないが、近所の床屋さんに行くのが楽しくて仕方ない。なにが楽しいかと言うと、丁寧に髪を切ってもらえることと、普段話せない面白い(たまに奇妙な)話をしたり聞いたりすることができるからだ。心靈スポットや、昔の流行りの音楽、アメリカの映画、床屋さんになるための修行など、普段はあまり聞けないような話を聞くことができる。

先日、床屋さんに行った時に、愛知県の県民性の話が出た。「愛知のいいところを教えてください」と聞かれても、たいていの場合「運転が荒い」「人が見栄っ張り」といった少し否定的なニュアンスを帯びた言葉が返って来ることに気づいたので、「それはどうしてでしょう」と店主さんに聞くと、「確かにそうですね。観光地がない、などとよく言いますよね」と言われた。店主さん曰く、その理由の一つは、日本人の他人と同調をしたい国民性があるからということだ。

愛知県や名古屋についての話が出ると話が盛り上がり、いつも笑いながら聞いているが、「同調したいという国民性」という店主さんの仮説は少し違うように思う。僕が思うに、愛知県民は自身の故郷を卑屈に捉えるという共通のアイデンティティーを持っていることが主な原

因なのではないだろうか。それは例えていうと、同じ高校出身の卒業生が皆その高校の校歌を知っていることと似ている。「たくさんいいところがあるのに」といつも思うが、なぜか多くの人が否定的に語るのだ。

この現象にぴったりの表現が英語にある。「Love to hate」という言葉だ。「憎らしいけれど好き」という意味だ。世間で流行っているもの、例えば、流行りの映画やゲームなどに対して悪口を言って喜ぶ人のことを表すときによく使われるイメージがあるが、この表現は愛知県民の言動にぴったりかもしれない。

アメリカで似ている現象として、自分が住んでいる州への地元愛が強くて、他の州に住んでいる人をライバル視する人がいるということがある。ニューヨーク市の市民が近くの新ジャージー州を馬鹿にすることは、知らない人がいないぐらい有名な話で、たまにテレビ番組などで見かけることがある。

愛知県の人がよく言いがちなこのフレーズは、県民性の特徴の一つとして挙げられると思う。「愛知県なんて何にもないよ。」

## 英語のワンポイントレッスン

**Love to hate.**  
(憎らしいけど好き。)

## 相談

### よろず相談

11月15日(水) 13:00～15:00

役場3階会議室3

相談員：行政相談員・人権擁護委員

☎ 総務課総務財政グループ ☎28-6003

☎ 福祉課福祉グループ ☎28-0912

### 不動産無料相談

不動産に関する取引と悩み事の相談。

11月16日(木) 13:00～16:00

北名古屋市社会福祉協議会本所1階相談室

☎ 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会

☎ 西尾張支部 ☎0586-81-3344

### 心配ごと相談

11月21日(火) 13:30～15:00

総合福祉センターしいの木2階相談室

相談員：民生児童委員

☎ 社会福祉協議会 ☎29-0002

### 女性相談(要予約)

11月16日(木) 10:00～15:30

役場1階 相談室

相談員：愛知県女性相談員

☎ 福祉課福祉グループ ☎28-0912

### いのちの相談

「いのちの電話」通話無料

毎日 16:00～21:00

毎月 10日 8:00～翌日の8:00

☎0120-783-556

「名古屋いのちの電話」通話有料

24時間いつでも

☎052-931-4343

☎ 福祉課福祉グループ ☎28-0912

### 成年後見センター 法律相談(要予約)

認知症、知的障がい、精神障がい等の方の契約や財産管理について、弁護士による成年後見制度の法律相談。

11月9日(木) 10:00～正午

総合福祉センターしいの木2階相談室

☎ 社会福祉協議会 ☎29-0002

### 消費生活相談

①11月1日(水)、②11月15日(水)

13:00～15:00

役場3階会議室3

相談員：消費生活相談員

☎ まちづくり推進課まちづくり推進グループ

☎28-0944

### 障がい者就業相談(要予約)

月曜日～金曜日(祝日除く)

8:30～17:15

役場1階 相談室

相談員：尾張中部障害者就業・生活支援センター職員

☎ 福祉課福祉グループ ☎28-0912

### ひとり親家庭支援・就業相談

11月14日(火) 10:00～15:30

役場1階 監査委員室

相談員：愛知県母子・父子自立支援員

☎ 子ども応援課子ども応援グループ

☎28-0936

Kikottoアプリ「地空人くんの予約アテンド」から予約できます

### 法律相談(要予約)

弁護士による無料の法律相談。

予約状況により来月以降の申込となります。

(1人30分程度)

11月15日(水) 15:00～17:00

役場3階会議室4

対象：町内在住・在勤の方(1人2回まで)

予約：前日までに電話か役場3階11番窓口で申込

☎ 総務課総務・財政グループ ☎28-6003